

## 古代中世における文書料紙の変遷（総括に代えて）

### －文献にみる紙種の名称に関する考察－

富田 正弘

#### （１）はじめに

文安元年（1444）成立と言われる室町時代の辞書「下学集」に紙の種類を言い表わす呼称として、「唐紙・引合・杉原・檀紙・厚紙・薄葉・鳥子・宿紙（色紙・染紙の紙種は除いた）」などが載せられている。唐紙は竹紙、引合・杉原・檀紙は楮紙、厚紙・薄葉・鳥子は斐紙、宿紙は漉返紙と考えられる。唐紙を除くこれらの紙は、室町時代に文書に使用されていた料紙の大半を言い尽くしているものと考えられる。ここで、とくに注意しなければならないことは、これらの紙种群のなかに「奉書紙」の名称がないことである。「奉書紙」の文献史料上の初見は、「尋憲記」元龜4年（1573）（寿岳文章「日本の紙」）といわれるから、これを遡る130年前には「奉書紙」なる概念が未だ成立していなかったと考えた方がよいのではなかろうか。この推定が正しいとするならば、室町期以前の文書料紙の種類を論ずる際、「奉書紙」なる概念はひとまず置いて考えなければならないだろう。このため、この論考では、奉書紙については必要なかぎりでのみ論及することにする。

室町期の文書の料紙として使用されていたと考えられる「引合・杉原・檀紙・厚紙・薄葉・鳥子・宿紙」という紙種の体系は、それらのこの時代に至るまでの歴史的変遷の到達点（展開面と言うべきか）を示すものであろう。それまでには、奈良以前の時代からの変遷とその幾つかの画期があったと思われるが、それは古代中世の多くの文献史料を総覧することによってしか明らかにしえないだろう。幸い、本総合研究では、奈良国立文化財研究所において平安時代の公家達の日記から紙に関する記事を調査採取し、これをコンピュータに入力することができた。また、富山大学においても戦国時代の石山本願寺日記から顕如・証如の発した文書の料紙に関する史料を採取した。さらに、関義城氏の編纂した「和漢紙文献類聚」古代・中世編のうち「一．日本の文献」の全文をコンピュータに入力し終えた。これらのデータ・ベースはまだ完成したものではないが、今ここで問題にしている紙の種類と呼称についての歴史的変遷を概観するために、有効な史料を提供して呉れている。私自身は和紙の歴史についてほとんど研究したことがないが、これらのデータを頼りにしながら、主として古代中世の文書料紙の歴史的変遷にのみ限って、試論的な考察を行ってみたい。

#### （２）上紙・美紙と中紙・雑紙

奈良時代の文書に使われた料紙については、正倉院文書の料紙調査の結果を俟たねばならないが、麻紙・斐紙・楮紙およびその混合紙など様々な紙が使われていたと想定されている。ところが、平安時代以降になると本書の増田氏の論考にもあるように、文書の料紙

としては抄造技術が比較的容易な楮紙が専ら用いられるようになったと考えられる。文献史料の上には斐紙と認められる厚葉・薄葉も頻繁に見られるところであるが、現存する平安期の文書料紙には斐紙のものが少ないから、おそらく、斐紙は特殊な文書および文書以外の書籍・典籍などに使われることが多かったのであろう。

平安時代の文献史料に多く見られる紙の種類は、楮紙である檀紙と陸奥紙、および斐紙である厚葉と薄葉である。これらの「檀紙・陸奥紙・厚葉・薄葉」という紙種の名称はその原材料や品質によって名付けられているのではなく、それ以外の性質・形状を表わす意味の名辞をもって呼ばれるものである。もちろん、檀紙が「真弓を造れるような木」を原材料に用いて造ったという意味であるならば、材質を表わしていると言ってもよいであろう。しかし、それは実際の原材料そのものではなく、原材料の種類（のような物）を示したものであろう。陸奥紙は産地名であり、厚葉・薄葉はその厚さの状態を示しているに過ぎないのである。これらの紙種は、このように原材料・品質以外の性質を表わす名称をもって他の紙から区別されているわけであるが、おそらくそこにはこれらを区別する一定の事情があったはずであろう。ここでは、それぞれの紙種の個別な事情までは不可能であるが、紙種が区別されていく一般的背景について考えておきたい。

紙は古くから材料を選び手間をかけさえすれば、いくらでも良質のものを製造できたと考えられ、早くから製造される紙の品質に大きな差があったようである。10世紀の「延喜式」巻14縫殿寮の項に当寮の年料雑物として給される紙に「上紙」と「凡紙」とがあったとしている。上紙は上品の紙、凡紙は普通の紙と言うことであろうか。また、「別聚符宣抄」に載せる延喜14年（914）8月15日の官符か官宣旨かに諸国例進地子雑物として伊豆国から「中紙50帖」、播磨国から「上紙 2,000張」を進上する旨の記事がある。上紙は「延喜式」のそれと同じであり、中紙は同式の凡紙と同じものであろう。少し降るが12世紀の「兵範記」仁平2年（1152）5月29日条に「美紙1積」「次紙1積」とみえるが、美紙は上紙と重なる部分が多いであろう。次紙は美紙に継ぐ美しい紙ということであろうか、中紙・凡紙より品質が上か、同じぐらいのものであろう。「山槐記」治承2年（1178）11月12日条に法会の布施として「雑紙 300帖」を進めた記事が見えるが、この雑紙とはどのようなものであろうか。また、少し降るが「師守記」暦応3年（1340）正月元日条に引出物として「中紙」と「雑紙」が並んででてくる記事があるから、これらの雑紙とは中紙よりは低いランクの紙を差しているものと思われる。「令義解」職員令中務省図書寮条に造紙手4人の職掌として「掌造雑紙」とみえるが、この場合は諸々の紙の意か質の劣る紙なのか一考を要するだろう。「吉続記」文永8年（1271）正月26日条には外記政において吉書の正文には「上紙」、案文には「下紙」が用いられたとする記事がある。下紙も中紙か雑紙と重なる品質の紙であろう。以上のことを総合すると、平安期以降、紙の品質を表わす名称は、ランクが上の順から言えば、主として「上紙」「中紙」「雑紙」であったと言えるのではないだろうか。

ところが、上の3つの品質のランクを示す名称のうち「上紙」とその類似の称だけは早くに文献史料に姿を見せなくなる。すなわち、たとえば享徳3年(1454)に誌された「撮壤集」の紙部に、「中紙」と「雑紙」とは並んで載せられているのであるが、「上紙」やその類語は全くみえないのである。上紙の名称はもともとそれほど多いわけではないが、最も盛んに文献に登場するのは12世紀初め成立の「朝野群載」の記事あたりまでである。その後は、南北朝ころ成立の「麒麟抄」などにも見え、全くなくなったわけではないが、このような品質の良い紙を表示する形容の名称は探すことが難しいのである。このことは、11~12世紀の頃には既に上級の品質を表わす一般名詞が消えつつあったことを示しているのであり、このような上級紙は他の特定の固有名詞でもって呼ばれ出したのではないかと考えられるのである。紙の原材料や品質を表わす以外の紙種の称号は、こうしてまず上質の紙から始ったとするのは自然な推論であろう。

しかし、紙の原材料や品質を表わす以外の紙種の称号は、何も上級紙だけに限られるものではあるまい。中紙についていえば、雑紙が室町・戦国時代に降っても文献上の所見が頻出するのに比べて、その所見頻度が下がり気味であるのは、この中紙程度の品質の紙の一部が室町期かその辺に何か別の固有名詞で呼ばれるようになっていった可能性を示すものであろう。さらに雑紙でさえ、その一部が雑紙一般から区別され実際に固有の呼ばれ方をしている例がある。たとえば、「鹿苑日録」天文6年(1537)正月8日条には人に「美濃雑紙5帖」を贈ったこと、同元和8(1622)年正月8日条には人に「奈良雑紙1束」を進呈した記事がある。「看聞日記」の永享7年4月3日条によれば、奈良雑紙は薄く淡い絵が刷り込んである「酒拭紙」であり、これまでにない風流なものだという。室町期の上流階級のトイレット・ペーパーやティッシュ・ペーパーとしても有名である。筆写用としては雑紙であっても特定の用途からすれば風流と言うことになろう。美濃紙は、「蔭涼軒日録」長享2年6月20日条に「美濃薄白」とあるように薄くて白い紙だったのであろう。「師守記」暦応4年(1341)正月2・3日条では中原師右が女房や子女に対する引出物として美濃紙を与えており、上質のものとは思えない。他方、「親元日記」文明3年10月6日条では足利義政の草子の用紙として「いかにもあつき美濃紙」を進上するよう土岐氏に命じている記事が見えるから、良質の厚い美濃紙もあったのであろう。しかし、奈良紙はもちろんのこと普通文書には使用しなかったであろうし、美濃紙についても普通に文書に使用されたものかどうかはもう少し文献史料で探してみる必要があるであろう。ともかく、雑紙のような下級品の紙からも特定の紙種が分化することは確かであろう。

ここで指摘しておきたいことは、これから検討しようとする「引合・杉原・檀紙・厚紙・薄葉・鳥子」等の紙種は、このように特定の固有名詞でもって区別されることのない一般の紙、あるいは品質のそれほど良くない「中紙・雑紙」等が前提としてあって、はじめてこれらから分化してくるということである。したがって、上記の紙種だけで紙全体を言い尽くせるものでないのは勿論のこと、文書料紙全体を説明し切れるものではない。しか

し、このように特定の固有名詞をもって称される紙種は、上質のものであれ下級品であれいずれも世に広く受容された紙であったことは間違いないであろう。そのように考えてみれば、これらの紙種の文献史料上の所見を追うことが、時代時代に最も持て囃されてきた紙種の歴史的変遷をみることに繋がると言えよう。

### (3) 紙屋紙と陸奥紙・檀紙

檀紙は、10世紀初めの「和名抄」に、楮紙を意味する「穀紙」と並んで掲載されている。このことは、楮紙の1種である檀紙が一般の楮紙とは区別されたある特徴をもち、広く一般に需要されていることを示すものであろう。他方、陸奥紙も、10世紀後半の「蜻蛉日記」「宇津保物語」「西宮記」等にみられ、すでに産地名が紙種の固名称になっていることがわかる。陸奥紙が檀紙の1種であることは、14世紀中ごろ成立の「河海抄」に見えるところの、檀は「まゆみの木」の意味であり、檀紙は陸奥国から漕ぎはじめた、という記事によって一般的に知られている。天文元年（1532）成立の百科事典「塵添埃囊抄」にも「源氏にミチノク紙と云は檀紙のことなん、檀紙は陸奥より始まりける也」とあり、16世紀になっても檀紙が陸奥国から起ったと信じられていることがわかる。また、中原家編纂の「除目抄」に引く寛元3年（1245）正月の除目においても硯の包み紙が「檀紙頗普通、非陸奥之檀紙」とみえ、檀紙には少なくとも普通の檀紙と陸奥の檀紙との2種があることが示されているから、おそらく陸奥紙が檀紙の1種であることはまず間違いのないところであろう。しかも、陸奥紙は普通の檀紙ではなく特別の檀紙だということである。つまり、10世紀後半には檀紙一般から区別されて陸奥紙という紙種が成立していたことになる。それでは、檀紙あるいは陸奥紙とはどのような紙だったのであろうか。

まず、陸奥紙から見ていくと、「枕草子」の「白くきよげなる陸奥紙」という記事、また「源氏物語」の「陸奥紙の厚ごえたる」「うるはしき紙屋紙・陸奥紙などのふくだめるに」「陸奥紙にて年経にければ黄ばみ」などの記事からその性質が窺われる。すなわち、白くて厚くて美しく柔らかい紙であった。ただ、その白さも年を経ると黄ばむものであるという。年を経るといっても何百年というものではないだろうから、結構黄ばみ易かったのであろう。おそらく陽に晒して白くなったものであろうが、繊維以外の組織体が多く残っていて変色するのではあるまいか。大きさについてはこれに触れる記事はないから、とくに大きいものではなかったであろう。陸奥紙の用途は、上表や消息の料紙、和歌の懐紙、あるいは道具の包み紙にも使ったようであり、その際染紙にして使用されることもあったようである。。これは、「西宮記」の「其表者以陸奥紙書之」という記事、「宇津保物語」の「宮の御消息にて、陸奥紙に女御書き給ふ」、「今昔物語」の「陸奥紙に書きたる歌」、「今鏡」の「紅梅の陸奥紙に巻たる笛」とかの記事によって知られるのである。また、「御堂関白記」寛弘6年（1009）12月2日の条に「公紙甚依下品、給陸奥紙」と見えるように、「公紙」がもともと悪いのか、この時たまたま悪かったのか分らないが、少なくとも陸奥紙は上質の紙と考えられていたのであろう。源氏物語の「うるはしき」という形容が物語

るように当時の上品紙と考えてよかろう。「讃岐典侍日記」によれば、汗を拭くためや枕紙にも用いられているようで、これは厚くて柔らかだったからであろう。このことによって陸奥紙の品質が良く評価されていないとは言えないであろう。ところが、陸奥紙の文献史料上の所見は、平安期が中心であり、鎌倉期では13世紀前半成立の「飾抄」や鎌倉期末の「とわずがたり」に見えるものの、あまりその名を確認できなくなる。したがって、この紙は、平安期を中心に持て囃された紙と考えるべきであろう。その後陸奥紙がどうなるか、また檀紙との比較についてはのちに改めて考えてみる。

それでは、普通の檀紙とはどんなものだったであろうか。先の「和名抄」の紙種に「檀紙・穀紙」に次いで「紙屋紙」が載せられている。このことは、檀紙が紙屋紙とは区別されている紙種であることを表わしている。それでは、紙屋紙とはどんな紙であろうか。普通、我々はこれを「漉返紙」と考えてしまう。しかし、これを漉く工場の紙屋院は後代のように宿紙ばかり製造していたわけではないことも、明らかなことである。中央の官営工場の技術はおそらく地方の職人や民人のそれよりも遙かに洗練されたものに違いないのである。そのような技術をもった官営工場が「漉返紙」の宿紙ばかり製造しているわけがあるまい。紙屋紙は、先に引用した「源氏物語」の「うるはしき紙屋紙・陸奥紙などのふくだめるに」の記事からも分るように、陸奥紙と並んで美しく柔らかな紙だったのである。また、同じく源氏の梅枝に「この紙屋の色紙の色あひ花やかなるに」とか、「中右記」嘉承2年(1107)12月4日条の「入筥書黄紙也、但書紙屋紙也」等から分るように紙屋院では普通の素紙のほか多くの色紙を漉いていたと考えられる。平安期の色紙の需要は相当なものがあったと思われるが、「延喜式」巻15内蔵寮の中に「年料色紙 4,600張」を「差図書番上一人、遣美濃国造之」にあるように、技術者を美濃に派遣して造らせてはいた。また、「西宮記」詩合に「献十首、書縹唐紙」とあるように唐の色紙や高麗のものも輸入されてはいたが、紙屋院において上質の色紙が、その素材が斐紙であれ楮紙であれ、数多く製造されていたことは間違いないことであろう。このように、紙屋院では上質の素紙から色紙まで抄造していたが、紙屋紙とはそこで造られる紙の総称であろう。そうだとするならば、先に述べた御堂関白記に出てきた「公紙」とは、この紙屋紙の1部で公事に用いられる紙を言うのではなかろうか、と思われるのである。

藤原道長は、公紙が粗悪だったのでこれに換えて陸奥紙を使用した。つまり、陸奥紙は公紙とは区別された紙種であった。檀紙もまた、紙屋紙延いては公紙とは区別された紙の呼称なのである。ここに、「小右記」の治安3年(1023)11月19日条に「師尹・頼忠丞相寄文書檀紙、兼通書紙屋紙、太政大臣之時被入、依関白件紙歟、古伝云、表或書紙屋紙者、以是可頼通書白色紙、無所擲、以次人可書檀紙歟」という記事がある。これは、藤原氏の大官が勸学院に封物を寄付する文書の紙について、先代の師尹と頼忠は檀紙に書き、兼通は紙屋紙に書いていて、先例が分れている。古伝によれば表は紙屋紙に書くことある。頼通は仕方なく白色紙に書いたが、筆者藤原実資は以後は檀紙に書くべきだろう述べているも

のである。頼通の書いた「白色紙」とは白い色紙であって、これが紙屋紙の色紙なのであろう。師尹と頼忠の先例と古伝を守るため苦肉の策を講じたわけであるが、筆者は檀紙で良いとする。やはり、ここでも檀紙と紙屋紙とは区別された紙種なのである。つまり、檀紙とは、紙屋紙（公紙）でない楮紙なのである。そして、紙屋院で檀紙を抄造したという記録も見当たらないから、このように考えてくると、檀紙とは「地方に産した楮紙」である、ということになる。染めた檀紙も後代には現れるが、最初の檀紙は取り敢えず素紙であったであろう。そして、当然ながら、陸奥という「地方に産する」陸奥紙も、檀紙の一種ということになる。

紙屋紙（公紙）は、前に述べたように、かつてけて粗悪な紙ではなかった。むしろ、檀紙の方が粗悪だったに違いない。だからこそ、檀紙のうちの陸奥紙の品質の良さが紙屋紙と並んで賞賛されたのであろう。しかし、同じように地方産紙の陸奥紙が持て囃されるとなると、他の地方産の檀紙もそのままではあるまい。技術の導入を図って品質の向上に努めるのが、成り行きというものである。たとえば、「兵範記」保元3年（1158）12月18日条に「定文硯居折敷、副筆墨料紙二卷、続美麗檀紙各三枚」とあるように、美しい檀紙が存在するようになったのである。また、「山槐記」保元3年7月4日条に「単重一重扇、裏白檀紙」と見えるように、白い檀紙も造られて行くのである。おそらく、平安後期には陸奥檀紙と他の地方の檀紙の品質の差は、殆どなくなって行ったのであろう。だからこそ、鎌倉期以降には、「陸奥紙」の名称は檀紙一般の中に呑み込まれてしまって、文献史料にも現れなくなるのではないか。逆に言えば、平安後期以降の檀紙は、陸奥紙と同等の品質となったと言える。そして、かつて、陸奥紙が粗悪な公紙に代って用いられたように、質の向上した檀紙も粗悪な紙屋紙（公紙）を駆逐して新たな公文の料紙として使用されて行ったものと思われる。他方、同じ頃紙屋院は反対に檀紙に押されて公紙の生産を止め漉返紙専門の工房と化し、そのため「中右記」大治5年（1130）6月15日条に「依為内御物忌用宿紙、請蔵人所紙屋紙」とあるように、紙屋紙といえば宿紙を意味するようになって行くのであろう。

それでは、ここで品質のそれほど良くなかった頃の檀紙とはどのような紙だったか、考察しておこう。まず、檀紙の用途であるが、例えば「左経記」寛仁2年（1018）2月5日条に「先奏草、決奏清書、書黄紙、即入上表笥、裏檀紙」とあるように、主として文書を入れた笥を包む紙として利用されているのである。この時の文書は天皇に進上する奏（上表）であるが、これは黄紙に書かれていた。おそらく、紙屋紙の黄色紙なのであろう。その他、檀紙は紙硯・経典・道具・笥等の包みや敷物、そして髪を包んだり、紙撚りを作る材料などに使用されている。このような用途から考えれば、丈夫な紙であつても決して上品な紙ではあるまい。その後、檀紙は紙質の向上に伴い、陸奥紙を追うように公文に使用されて行く。早い例では、「小右記」長元2年（1029）7月6日条に「右中弁頼任持来伊賀守光清申文、書檀紙」とあるように、申文に使われている。その他、告文・名字・勘文

・願文・書状などに使用されているようである。しかし、檀紙は、質が良くなったとしても一級品になったわけではない。「兵範記」仁平2年（1152）8月28日条に「檀紙三十帖、美紙五十帖」のように、美紙と檀紙とが並び称されることがしばしば見受けられる。檀紙は、良くなっても美紙ではないのである。だから、質が良くなる以前の檀紙は、堅くてごわごわしたいわゆる強紙だったのであろう。陸奥紙が賞賛されているときは、檀紙に対する誉め言葉はなかった。その点からいえば、色も陸奥紙のような白さはなく、厚手であってもそれほど厚いものではなく、大きさも普通であらう。厚いとか大きければそれなりの形容がされてしかるべきであるが、檀紙の説明にはそのような形容はないのである。とするならば、説明のない部分は普通の形と考えるしかないであろう。平安期の檀紙は、地方産の楮紙が中央に認められたもので、当時のいわゆる普通の紙だったのである。

#### （4）高檀紙と引合

質の良くなった檀紙は、鎌倉期になると、文書料紙としては完全に紙屋紙を押し退け、公文の料紙いわゆる「公紙」となっていた。文書料紙ばかりでなく和歌懐紙や経紙等にも大いに使用され、用途に応じた発展・展開が見られるようになる。その展開の方向を整理すると、大きさが拡大する方向と品質を向上させる方向の2つに分けることができるようである。

まず、大きさの拡大して行く方向から考えてみよう。「山槐記」元暦元年（1184）8月27日条には、「頭弁於鬼間裏表函於檀紙二枚、不引千加倍、此檀紙殊高也」と見える。この当時、文書の天地の中を高と呼び、端奥の中を広と称していた。ここに見える檀紙は殊のほか天地が高いというのである。もちろん、天地だけが高かったのではなく、それ相応に左右も広がったのであろう。つまり、大きいのである。天地の高はこのように文書の大きさのバロメーターとして使われているわけである。平安末期、既に檀紙は大きくなりつつあった。「編御記」建永元年（1206）4月24日条には「勘文付外記、以高檀紙一枚書之」とあり、「高檀紙」なる紙種が見える。これは上のように高があつて大きい檀紙のことであろう。少し下がるが、「園太暦」文和5年（1356）3月3日条に引用の柳原忠光の書状中に「御製高檀紙に被遊了、中殿御会以前は普通檀紙候歟」とあることから分るように、檀紙全体が大きくなり出したのではなく、大きな檀紙と今まで通りの檀紙に分れ始めたわけである。高檀紙の用途を史料に見えるままに列記すると、「勘文・消息・歌書・奉書・小折紙・呪文・除目執筆・和歌懐紙・硯包み」などである。普通の檀紙は「書状・和歌懐紙」等に使用もされるが、多いのは筥・硯・書籍などの上包である。高檀紙・檀紙ともに、文書以外にもいろいろ使用されているが、文書の料紙としても用いられていることが確認できる。しかし、高檀紙は文書に用いると言っても、日常の書札には使用しないようである。どのような文書の料紙に使用される傾向があるかは、後に改めて検討してみたい。

檀紙および高檀紙の高さの寸法であるが、いずれもこれらを和歌懐紙に使用した場合の寸法の史料がある。14世紀後半成立の「今川了俊書札札」には、讃岐檀紙を上下1尺ばか

りに切るとしている。「園太暦」延文2年（1357）3月26日条には、洞院公賢が人をして「百首愚詠」を讃岐高檀紙に清書させている記事がみえるが、その高檀紙を切り落とした高さは1尺2寸という。しかし、師匠の為定入道の説は1尺2寸8分だという。15世紀末成立の「和歌深秘抄」では、四位の人は1尺1寸位で、これが高檀紙だという。これらの史料から言うと、檀紙は1尺前後、高檀紙は1尺1寸から1尺2寸～2寸8分ということになる。もっとも、どのような定規で測った寸法か問題であるが。

高檀紙はさらに大小に分れていく。「看聞日記」永享6年（1434）4月4日条に「今日御百首清書、大高檀紙廿枚書之」とあり、室町中期には大高檀紙が成立していることがわかる。大高檀紙の反対概念として小高檀紙という名称も出てくる。「康富記」嘉吉3年（1443）9月9日条に「端作令談合菅少納言継長書進之、小高檀紙也」とあることによって確認できる。大高と小高は対概念であるから、例えば天文17年（1548）成立の「運歩色葉集」には「大高檀紙・小高檀紙」と並び称されている。大高・小高ができて高檀紙という名称は長く残っていく。大高と小高の総称であろうが、困ったことに「撮壤集」では、「高檀紙」と「小高檀紙」が並称されている。この場合、高檀紙は大高の意味であろう。そうだとすると、逆に大高と高檀紙が並称されれば、高檀紙は小高の意味となるのであろうか。高檀紙とはそうした含みのある概念であろう。室町中期以降の檀紙は大きさから言って、普通の檀紙・小高檀紙・大高檀紙の3つに分化したと言いうる。

このような檀紙の産地にうちで、時期によって突出して有名になる産地が現れる。もちろん、初めは平安期の陸奥檀紙であるが、鎌倉期の「除目抄」にも「檀紙頗普通、非陸奥之檀紙」とて、特別の檀紙として持て囃されている。次いで有名になるのは讃岐檀紙で、「花園院御記」正中2年（1325）12月11日条に「抑状二枚書之、加礼紙切懸封之、不加立紙入函、以讃岐檀紙一枚裹之」とあり、確認できる。讃岐は、先に見た「園太暦」延文2年（1357）3月26日条で高檀紙の名柄産地としても文献に見えるが、以後は所見がなくなる。次いで有名になるのは備中檀紙で、「看聞日記」永享13年（1441）正月19日条にその名が見える。備中はその後も檀紙の産地で、「鹿苑日録」永祿9年（1566）5月7日に小高檀紙の名所と紹介され、それまでも引合や高檀紙の産地としても文献に姿を見せる。最後に、「言継卿記」弘治3年（1557）正月18日条に甲斐の藁檀紙が見えているが、これは「大乘院寺社雑事記」文明7年（1476）10月9日条の「甲斐田紙」と同じものでないだろうか。「田紙」は「檀紙」の意か、「藁紙」の意か、検討を要する。

以上、鎌倉期以降の檀紙について、その大きさが徐々に増大していく様を見てみた。それでは、品質や性質は変わらないのかというと、そうでもないらしい。「康富記」嘉吉2年（1442）10月9日条に、能筆家世尊寺行豊の教示を受けた結果として、紙面の状態に能く合う筆がどんなものかについての紹介がある。それによると、「ふくさ紙には鹿の毛、打紙には兎の毛、強紙には狸の毛」が合うと言う。そうすると、紙に筆で文字を書こうとする時、紙種にかかわらず紙面の状態は、「ふくさ紙」「打紙」「強紙」の3つの状態に分

けられるらしい。「ふくさ紙」は柔らかくふっくらして墨の滲み易い紙面の紙、「打紙」は表面が平滑で筆が走りやすく墨の滲まない紙面の紙、「強紙」は表面がざらざらして墨の乗りにくい紙面の紙であろう。行豊はつづいて「御告文高檀紙のふくさ紙ならば鹿毛の筆可宜之」と中原康富に忠告している。この文意から考えれば、高檀紙には袱紗紙も打紙も強紙もありうるということになる。それはまた、引合や杉原紙についても、当てはまるということであろう。

ここに見える袱紗紙の高檀紙については、「康富記」の他の日条にも記事がみえる。嘉吉2年10月1日条に「日次事、被尋之後、重可被仰也、料紙大高檀紙フクサ也」、同年10月13日条に「御料紙高檀紙十枚、自殿下被副御草被下之、頭弁明豊朝臣被取之、フクサ紙也」などである。大高檀紙・高檀紙は大きな紙であり、それが袱紗紙だとするならば厚くてふっくらした紙であろうから、これと近世の大鷹檀紙に繋がる系譜は分かりやすい。おそらく、この袱紗紙の高檀紙が檀紙の本流となって行くことはまず間違いないであろう。

しかし、この鎌倉期以降戦国期までの檀紙の展開は、本流以外にもっと様々で広いものがあつた。その1つは、檀紙を染めて色紙として用いて行く方向である。檀紙は平安期でも偶に色紙としても使われてはいるが、本来は素紙であるのが檀紙の檀紙たる所以であつた。しかし、檀紙が公紙の世界から紙屋紙を退け、紙屋院を単なる再生紙工房へと追込んだとしたならば、かつて紙屋院の担っていた色紙についても、檀紙がそれを担っていかなばならない運命にあつたのである。「飾抄」に「白檀紙」「紅梅檀紙」がみえ、同じ鎌倉中期成立の「今物語」に「紅梅の檀紙」がみられる。「とはずがたり」には「女房たちの中にへは、箔・洲流し・名したへ・紅梅などの檀紙百」「女房たちの中にへ檀紙百、染物などにてやうやうの作り物をして置かれ」などとみえ、檀紙に染色や染絵が施されて利用されている様子が分る。15世紀末成立の「内局柱礎抄」に「青紙・黄紙・宿紙等、叙位以前御蔵沙汰也、不足之時染檀紙也」とみえるが、位記や口宣案に用いられる麻紙・斐紙・再生紙の青紙・黄紙・宿紙等が足りない時とはいえ、その代りに染めた檀紙が用いられるようになっているのである。これらの檀紙製の色紙は大きさや厚さは様々であろうが、檀紙の本来の姿からして程々の厚さではあるかもしれない。しかし、「今川了俊書札札」に「女房の懐紙は重たる薄様又は薄檀紙などに一重にかくなり」とあり、「薄檀紙」まで造られているのである。前述の甲斐国に産する「藁檀紙」はどんなものであるか俄かに知りえないが、これも含めて以上の「檀紙の色紙」の世界の広がりや、我々が想像する以上のものであり、これは中世檀紙の多様性を物語るものであろう。

「実躬卿記」正安4年(1302)2月2日条に「引合百帖、厚紙五十帖進入、又檀紙少々置之、人々分取了」とあり、この史料が「引合」の文献上の初見とされる。この史料からでは、檀紙と別種の紙のように見受けられるが、「言継卿記」大永7年(1527)8月20日条に「進物檀紙、引合也」、「大館常興日記」天文10年(1541)8月朔日の条に「檀紙十帖、引合也」とあり、200年以上後になっても「引合」は「檀紙」の1種と考えられてい

る。また、天文元年（1532）成立の「塵添埃囊抄」では、「檀紙は陸奥より始まりける也、俗に引合と云は是也」と記し、引合とは陸奥紙のことであると断定している。後述のように、その可能性が高いと思うが、少なくとも引合が檀紙の1種であることだけは間違いのないであろう。

正安4年の初見史料以後、引合は、文献上の所見が益々増えて行くから、鎌倉期に檀紙から区別されてのち、独自の発展を辿ったものと推測される。室町期の紙の種類を挙げる「撮壤集」でも「高檀紙・小高檀紙」の他に「引合」を挙げ、少し降る「運歩色葉集」でも「大高檀紙・小高檀紙」の他に「引合」を挙げている。このように、引合は南北朝・室町期には檀紙の一翼として市民権を得ているのである。それでは、引合と一般の檀紙とはどのように区別されていたのであろうか。先の「塵添埃囊抄」には「此檀紙に大小あり、当時小きをのみ引合と云と思ふ人あり」という記事がみえ、戦国期の人々が引合とは檀紙の小さいものと思っている、と書いている。編者はこの考えに距離を置いているが、実際の歴史・由来ならともかくも、当時の人々は大きさでもって檀紙と引合とを区別していたということになる。そうであるとするならば、それ自身その時代の檀紙と引合との区別の仕方を示すものである。少なくとも、室町期には引合は檀紙の小さいものと考えられ、そのように呼ばれていたのである。

ところで、上の「撮壤集」と「運歩色葉集」の記事からも気が付くことであるが、そこで「引合」と並んで名を挙げられる檀紙系の紙種とは、不思議なことに普通の檀紙ではなく高檀紙ばかりである。他の文献史料では、「高檀紙十帖、備中檀紙十帖給之」（「看聞日記」永享13年正月19日条）というように、高檀紙と普通の檀紙は並んで出てくるのに、どうしてこれらの辞書類では普通の檀紙が出てこないのであろうか。つまり、引合の出ている辞書類には普通の檀紙は出ていないわけである。考えられることは、この普通の檀紙こそ「引合」そのものではないかということである。たとえば、「親長卿記」文明3年（1471）3月22日条において「高檀紙にも只引合にも随御所在也」という記事があるが、この記事中の「只引合」という部分は、「ただの檀紙」と置き換えても同じことなのである。このようにかんがえれば、引合は檀紙の小さいものとする説はますます当を得たものとなってくるのである。もちろん、室町期の文献にみえる高檀紙以外の単に「檀紙」と記しているものが、全て引合だというのではない。高檀紙を含む檀紙類の総称として「檀紙」といつている場合も少なくないであろう。しかし、高檀紙と並んで単に「檀紙」と書かれている場合、それは多分に引合の可能性が高いと思わなくてはならない。それはおそらく、「進物檀紙、引合也」の「引合也」ように親切な注記がなかなっただけであろう。

それでは、引合とは全部同じ大きさで大小の差がないかということ、必ずしもそうでもないらしい。明応4年（1495）成立の「東常縁聞書」や大永8年（1528）の「宗五大草紙」に「小引合」がみえ、また、「鹿苑日録」明応8年11月18日条や同天文10年3月9日には逆に「大引合」がみえる。これらの大小の引合の寸法は、今のところ文献史料からではわ

からないが、大引合の大きさに触れる記事もないようであるから、大引合でもさ程の大きさのものではないと思われる。

引合と高檀紙の違いは、ただ大きさだけであろうか。「親長卿記」文明3年（1471）2月13日条に「雖可書強紙儀被仰出、雖相尋難得之間、書引合了、陵遲也」とある。文書を「強紙」で書けと命ぜられたのであるが、これを得ることができず、仕方なく「引合」に書いた、大変な失策だ、というのである。この意からすると、「引合」に書くということ自体が既に「強紙」に書くことを意味しないのである。つまり、引合には強紙のものがありえない、という認識がそこに働いているのではないか。このように紙面の状態を示す概念としては、先に指摘したように強紙のほか打紙と袱紗紙があったが、推測するに引合には袱紗紙か打紙のものしかなかったのではないだろうか。その点からかんがえると、引合は少なくとも檀紙よりは品質が上であるということが予想できる。

次に、引合がどのような用途に使われたか、検討してみよう。あまりはっきりと用途を書き上げたものは少ないが、強いて挙げれば和歌懐紙・豊紙・菓子敷紙・折紙のほか消息に利用されているようである。特に故実書には、引合は書札の料紙として使う説明が多い。まず、「今川了俊書札礼」では「けそう文を書様」としては「色々のうすやう」ではあるが、「又中々に引合など」も良いとする。その際、引合は「みちのくのかみ」だと解説を加えている。「書札礼法抄」では「女性の本への文には又引合・檀紙にて書いて、杉原にては書へからず」とあり、やはり女性に充てた文や女性が出す文は、引合に書かれるとしている。ただ、ここでは引合ばかりでなく檀紙でもよいとする。この場合の檀紙は引合と並列に書かれているから、引合と別の檀紙ということになるが、高檀紙かどうかはわからない。「麒麟抄」では公家から武家へは引合以外は文を出さないという。逆に武家から公家には杉原紙で書くが、折紙ならば引合を使うべし、とする。南北朝期から室町初期の故実書は、全て、公家や女性は書状の料紙には引合を使うのだ、としているのである。

降って、文明10年（1478）成立の「二判問答」は「書状料紙用引合事、近年竹園大臣家之外不可用様存候哉、冷泉中納言為相卿書状、曆応之頃、武家輩等用引合所見有之、不可守株哉」とある。書状の料紙には引合を用いるものであるが、近年は皇族や精華家しか用いてはいけないのか、冷泉為相の書状によれば曆応のころには武家の者たちも引合を用いているとある、その分を守らなくて良いのか、と問を発している。これに対して、「引合杉原雖有厚薄大略同事歟、至引合近日依其人用之事哉」と答えている。すなわち、引合と杉原紙は厚い薄いの差はあっても大体同じものである、引合はこの頃は人によって使ったり使わなかったりしている、と答えている。

この史料は幾つかの重要な問題を提供してくれるが、取り敢えず、引合という紙は、鎌倉時代以来公家の上流階層が書状の料紙として使用してきたものであることが確認できる。先に述べたように、高檀紙の用途は、種々あったが、そのうち文書として使用されるのは、「勘文・呪文・除目書類・小折紙」など下文系・漢文系の文書の料紙がその主なものであ

った。他方、書札系・候文系の「消息」への使用例はあるにはあるが、さほど多く使用されたのではなかった。これに対し、普通の檀紙の文書の用途については、書状のみに限られていた。引合もまた文書の料紙とされる場合は、折紙（小折紙か）も多少あるが、多くは書札系の消息に使われたことは、前に述べたとおりである。普通の檀紙が引合と同じものだと考えても、この際文書に使用される傾向には食い違いはないのである。このことから、檀紙類の文書料紙としての使用のされ方は、高檀紙が下文系・漢文系の文書、普通の檀紙である引合は書札系・候文系の文書と類型化できそうである。

逆に書状にどのような紙種が用いられているか、別の史料から確認してみよう。「石山本願寺日記」に載せる「証如上人書札案」と「顕如上人文案」は、本願寺の証如と顕如が公家・僧侶や戦国大名らに差出した多くの書状の手控集である。それぞれの書状案の1通毎に両人が文書として使用した料紙の種類が1つひとつ書き載せてある。これによると、証如の場合は、引合・杉原紙・厚様の3種の紙を使用しており、その使用の頻度の多い順番は厚様・杉原紙・引合の順である。顕如の場合は、引合・杉原紙・鳥の子の3種の紙を使用し、その使用例の順番は鳥の子・引合・杉原紙の順であった。鳥の子と厚様はともに斐紙であり、ほぼ同種の紙種と考えてよかろう。とすると、証如と顕如は使う文書料紙の種類は、その割合こそ異なるものの、料紙の紙種自体は引合・杉原紙・斐紙（厚様または鳥の子）であり、両方で異なるところがない。ここからわかるように、書状の料紙として使用されている檀紙系の紙は、引合はあっても、高檀紙は全くないということである。この例によっても、高檀紙は書札用の紙ではなく、引合こそまさにその料紙だったことが確認できるのである。

ところで、「薩戒記」応永33（1426）年正月26日条に「常消息不可用檀紙、可用白麻事」という記事が見られる。常の消息には檀紙を使用せず、それには白麻を用いるというのである。この場合、檀紙は高檀紙というわけではあるまいから、引合と考えるしかない。

「薩戒記」の記主中山定親は中流の公家である。これら中流の公家にとっては、皇親や精華の上級公家が消息に使用する引合は、その消息の料紙としては使用できないのである。彼等はその用紙として白麻を使ったのであろう。白麻は紙の異名でもあるが、この場合、特定の紙を差しているであろう。今後、検討する必要がある。それは兎も角、この史料を合せ考えると、引合が上級公家の書状料紙だとすると、白麻は中流以下の書状料紙であったのかもしれない。いずれにせよ、引合は文書料紙という観点から言えば、檀紙のうちから書状用に特化した紙と言ってよいであろう。

「二判問答」は武士である二階堂政行が著したのであるが、その関心は武家が書札にどのような料紙を用いるかであろう。この史料では、冷泉為相の書状に載せるところの、室町幕府が京都にできたころから、武家のうちでも引合をもって書状を書くものが出てきた、という記事について、その可否を問答しているわけである。後に述べるように武家の書状の料紙は杉原紙であるが、もともと上級公家の書状用の紙として発展してきた引合を、この

まま武家が使用し続けてよいのか、というのが質問の含意らしい。まず、この設問から、南北朝以降、稀ながら武家の方でも書状料紙に引合を用い始めた、ということが窺われる。このことから言えば、鎌倉期までは公家と武家とは、書状に用いる紙には厳然たる区別があったということであり、南北朝以後その混合が始ったことになる。この問に対する答は、武家の書状料紙である杉原紙と上級公家の書状料紙である引合とは、厚さの差こそあれほぼ同じような紙ではないか、だから引合はこの文明年間ころには人によって用いたり、用いなかったりする、というのである。ここで、引合と杉原紙とがほぼ相似た料紙であると言われていることは重要である。これは杉原紙の項で改めて検討しよう。そして、この頃では、引合は武家が使用しても構わないものとなっていることがわかる。

「鹿苑日録」明応8年（1499）9月27日条に「奉行報来、御判紙京之上下尋未得也、故以引合書之、昔慈照院殿之時、益之為蔭涼、不得公文紙、以故或引合或鳥子書之」とある。ここでは、足利義澄の奉行人が御判御教書の料紙がないので、引合に書いたという。これには、義政時代の先例があって、公文紙がなかったので引合とか鳥の子に書いたことがある、というのである。この史料から分ることは、御判紙には本来引合を用いないこと、公文紙にも本来は引合や鳥の子を用いていないことである。公文紙とは御判紙のことか或いは管領奉書や奉行人奉書の料紙も含むか検討を要するが、武家の公文書には引合を用いないのが原則だったのである。因みに、室町幕府の文書が書状様式の文書が主体であったにもかかわらずである。その公文紙は何かはのちに検討する。それは兎も角、このように、引合は時代が下がるにしたがい、武家によって書状の料紙にも、また公文紙にも例外的に使用されることがあったのである。

以上の考察によって、引合の大体の輪郭が掴めてきたが、最後にその品質について考えておこう。まず、本来上流公家の書状料紙として発達してきたものであるとするならば、かなり質のよいものと考えねばならない。そして、時折例外的にはあるが、室町殿の御判御教書としても使用されさえしたという。しかも、強紙ではありえず、襖紗紙ないし打紙のものである。とすれば、上島氏が中世の最良の紙として賞揚するあの「奉書Ⅰ」を中心としてグルーピングされるべき紙種こそ、この引合だったのではあるまいか。

#### （5）杉原紙

「殿暦」永久4年（1116）7月11日条に「杉原庄紙百帖」なる記事があり、杉原紙という紙種の初見とされている。藤原忠実が女子泰子と子息忠通に分配した調度品の目録の中に見えるもので、摂関家領の杉原庄から納貢された紙ということであろう。各々百帖ずつであるから、これだけでも相当の量であり、摂関家全体となるとかなり多いと考えてよい。それだけ大量の紙を生産・貢納しているこの荘園こそが杉原紙の発祥地とするのも一理であろう。しかし、ここでは、杉原庄に産する紙と呼ばれているに過ぎないから、平安後期には、他の一般の紙から区別された「杉原紙」という紙種はまだ成立していなかったと、言ってよいであろう。

鎌倉幕府の末年に幕府の吏僚によって編集された「北条九代記」の承久元年（1221）の項に「杉原紙始而流布」と載せられている。鎌倉幕府ないし北条氏の事跡年表であるこの年代記に紙の流布が載せられること自体、大変興味深いことである。このことは、それ程までにこの杉原紙と幕府・北条氏（あるいは関東武士）との関係が深かったということになによりも雄弁に物語っているものであろう。その幕末から百年以上前の承久元年が、関東に杉原紙が普及し始めた年とされているのは、何か確かな典拠に基づいているのかどうかは証明はできないけれども、よしんば確かな典拠なしにこの年代記に掲載されたにしても、編纂時より遙か以前の年からこの紙が関東で使用され続けてきたと、この編集者が認識していたということだけは確かであろう。また、流布し始めたとする年が、幕府が西国に進出する切っ掛けとなった承久の乱の年としていることは、杉原紙が西国からもたらされたものという、先代からの傳承をそこに反映させようとしたものではあるまいか。

このように、関東と杉原紙との密接な関係が予想されるにもかかわらず、鎌倉時代の文献のうちに杉原紙が関東で盛んに使用されていると伝えるものは、上の年代記のみである。西国と見られる史料においても、杉原紙の所見は次の2点にしかない。1つは、正安2年（1300）成立とされる「定置印板摺写経論疏等直品条々事」であり、「牒書」や「巻物」の料紙代として杉原の紙自体の代金と紙の打ち摺りの代金が記されているものである。牒書や巻物の料紙に杉原紙が打紙されて用いられていることがわかる。もう1つは、応長元年の「応長灌頂記」であり、布施として「杉原廿枚」を包んだ記事である。東西ともにこれだけしか所見がないわけであるが、東と西とではその意味合いは全く異なる。西国にこれだけの事例しかないということは、公家や寺院社会に杉原紙の使用がそれ程浸透していなかったことを示すものである。関東の史料は西国のそれに比べて非常に少ないから、その所見がほとんどないのも道理であろう。ただ、西国の史料にも関東における杉原紙の普及に関する記事が見られないのは、東国における杉原紙の流行が当時の西国には未だ重要なこととして認識されていなかった、ということを示すものに過ぎないであろう。

ところが、建武新政が始り続いて京都に幕府が誕生して、多くの関東武士が在京するようになると、関東における杉原紙を使う風習が京都に持込まれるようになった。室町初期成立とされる「書札礼法抄」に「武家には杉原ならでは文をばかかぬ事也」とあり、（関東）武士たちは建武新政以後も鎌倉期の風習を引き継いで、杉原紙を使い続けたことがわかる。「文」とは書状ないし書札様文書のことであることは、同書に続けて「又武家の御下文紙と申は今は鎌倉紙也、杉原にあらず」という記事からも明らかであろう。下文の料紙は杉原紙ではないのである。言い換えれば、杉原紙は武士の書状ないし書状系統の文書の料紙だということになる。他方、下文ないし下文系統の料紙は「御下文紙」ないし「鎌倉紙」と呼ばれるものだという。「鎌倉紙」と呼ばれる限り鎌倉期以来使用されてきたと考えてよいであろう。鎌倉期には「御下文紙」と呼ばれ、建武期以降かつて鎌倉幕府の下文に使用された紙として「鎌倉紙」と呼称されるようになったと推測される。「鎌倉紙」

とはどのような紙か、今のところ明らかにする材料を持ち合せていないが、これまでの行論から推測を逞しくすれば、それは鎌倉（あるいは関東）で産した「檀紙」ではないかと思われる。それは兎も角として、杉原紙は、関東武士によって彼等の書状用紙として京都に持込まれることとなったのであろう。

引合の性質を論じた項で紹介した「二判問答」には、室町幕府の成立以来、武士たちの中には公家に習って引合を書状料紙に使用するものも出てきたとの指摘もあったが、そうだとすればこれとは逆に、原則的には武士たちは杉原紙を使っていたことになる。南北朝期成立の「麒麟抄」でも「武家よりは公家へ引合に書て状を進上すへからず、杉原にて可書也」とあり、原則を逸脱して引合を使用するものがあつたとしても、原則はあくまでも杉原紙を使用するものであつた。もちろん、後にはその原則も怪しくなっていくのである。武家に原則の逸脱者がいたように、公家や僧侶たちの中からも公家側の原則を逸脱するものが出てくる。逆に、杉原紙をその書状料紙として使用するものが出てくるようになったのである。その結果、「書札礼法抄」に「関東先代の時は、武家の書札は格別に分明に見えたり、建武・暦応以来、武家御在洛の後は、公家・武家・僧家の書札、皆同じやうに書事おほし」とある。武家が在京するようになってから、その書札は公家も武家も僧侶もみんな同じになってしまったというのである。これは、書状の様式だけの問題ではなく、その料紙についても言えることであらう。

それでは、杉原紙とはどのような特徴を持った紙であり、檀紙や引合とはどのような点で異なっているだろうか。「麒麟抄」に「先紙は皆板目の方を裏とする也、但し杉原は板目面也」とあり、重大な特徴が指摘されている。我々は紙を板干しする時板目の方が平滑になるからこれが表と心得ていたが、どうもこの時代には板目が裏というのが常識だったらしい。ところが、その常識を破って板目の方を表とする紙が登場した。それが杉原紙だったのである。当時の人々が杉原紙を他の紙と区別する目安はここにあつたわけである。

しかし、何故檀紙や引合などの従来からの紙が板目を裏とするのであろうか。このころでも紙の表は平滑なものでなければならぬのは、当然であらう。技術的にいって、容易に平滑な板面を作れるようになるには、大鋸と台鉋の出現を待たねばならない。これらの出現を見るのは15世紀初めとされるから、このころでは平滑な板面を作るために未だかなりの手間を掛けていたと考えられる。したがって、特別なものはともかく、通常の生産現場では平滑な面の干し板をそれ程持ち合せていなかったかもしれない。もし、平滑でない板面が使用されているとしたら、これに干される紙の面は、板目の側が平滑とはならない。つまり、このころの紙の製造法は、紙を刷毛で板に擦りつけて張り、板の平面を利用して紙面を平滑にする、という技法ではないということになる。

とすると、板目に関係なく始めから表裏が決まっていたとしか、考えようがあるまい。紙を漉く段階で、簀でもって漉き上げられた紙は、簀に接した紙の下面がヒゴの部分で凹み、逆にヒゴとヒゴの間で凸になり、紙面全体に横縞の凸凹の段ができる。簀の当たらな

い上面は凹凸ができないから平滑になるであろう。したがって、平滑でなければならない紙の表は、簀目の反対側ということになる。そうすると、板干しする時、板が平滑でないとしたら、板面は強く擦りつけるようなことはせず、かつ紙の表となるべき面を板面に当てることはしないのではあるまいか。言い直せば、板目と簀の目が同一面になるわけである。ところが、杉原紙は板目が紙の表であるから、板目と簀の目は反対側になる。何故こんなことをするのだろうか。考えられることは、従来の板干しの方法では簀の目が板目と重なることになり、簀の目も板目もはっきりしなくなるということである。逆にすれば、簀の目も板目もよくわかるようになる可能性がある。そうだとすると、これは推測の域を出ないが、あるいは杉原紙というのは板目と簀の目を目立たせた紙ではないだろうか、と思うのである。

しかし、このような板干し段階での工夫は、簀の目を保存する方法であっても目立つようにする工夫ではない。増田勝彦氏によれば、簀の目を顕著にするには、簀のヒゴを太くする、紙の繊維を短くする、あるいは紙を薄くする等の方法があるという。我々の調査データでは、4章で述べるように、時代が降るほど1寸当たりの簀の目（ヒゴの数）は増える（つまりヒゴが細くなる）傾向にあり、ヒゴを太くする方法を採用しているとは思われない。紙の厚さについては、ある程度その可能性もないわけではないが、後に述べるように厚い杉原紙も誕生するのであるから、主たる工夫ではないであろう。とするならば、残る紙の繊維を短く切りかつ細かく叩いて、繊維を細かにすることにより、簀の目を目立たせているのではなかろうか。以上、杉原紙の形態的特徴について推測に推測を重ねると、こうした見解となる。これは、今のところ全く論証の材料を持ち合せていないことであるから、取り敢えず仮説として述べるに止めたい。

その他、杉原紙の形態として考えられることは、書状の料紙であるということから、檀紙よりは薄いと推量されよう。「二判問答」に「引合杉原雖有厚薄大略同事歟」とあったように、厚さは引合と異なっている。どちらが厚いのか明示していないが、もともと檀紙である引合の方が厚いのではなかろうか。しかし、ほぼ同じような紙だということから厚さもそう変わるものではなく、紙質も似ているということであろう。応安6年（1373）成立とされる「実豊卿口伝聞書」に「陸奥の事、古来より古き申文の紙を京都の紙師似させれば、加賀杉原よりは色くろく有しなり」とあるが、文意は京都の紙漉きが陸奥紙を古い料紙をもとに似せてこれを抄造したので、できた紙は加賀杉原より色が黒かったということであろうか。加賀杉原が杉原紙の中で白い方なのかどうかかわからないが、陸奥紙の古いものよりは白いということなる。そう厚くもなく、そう黒くもなかったところが、鎌倉期以来の杉原紙の様態ではなかろうか。

杉原紙は、関東武士によって京都にもたらされると、幕府の勢力の拡大とともに大いに持て囃されるようになっていった。室町期になると、文献上にその名を見る頻度は飛躍的に増大していく。室町幕府の公文書は、鎌倉幕府のそれとは大きく異なり、書札様文書が

主体をなしている。下文・下知状は早期に使用されなくなり、御判御教書も下知状系と書札様系の両様があるといわれる。幕府の御内書・管領奉書・引付頭人奉書・奉行人奉書、守護以下の遵行状・打渡状などいずれも書札様文書である。原則からいって、杉原紙はこれらの文書に用いられたようになるのは当然であろう。「延徳二年將軍宣下記」に「著者御判之紙調之、昔者杉原云々」とあるように、御判御教書の料紙ももともとは杉原紙を用いていたのであった。すなわち、杉原紙は、室町幕府の公紙だったといつてよいであろう。もっとも、前に述べたように、御判御教書は公紙の杉原紙がないときには、引合や鳥の子で代用されたり、また、常用されるようになっていく。御内書も、公家様に倣って引合に書かれた例もすくなくないであろう。しかし、幕府文書の料紙の主体はあくまで杉原紙であり、杉原紙の公紙としての地位は揺らぐことはなかったのである。

以上述べたように、杉原紙は南北朝・室町期に公紙として大いに使用されるが、これに伴い種々分化発展を遂げる。「薩戒記」永享5年(1433)11月3日条に「料紙非強杉原、只尋常杉原也」とみえ、通常の杉原の他に強杉原があったことがわかる。強杉原の所見は応安6年(1373)の「実豊卿口伝聞書」に遡れる。「強紙と昔から云は皆堅厚、加賀杉原にて候」とあり、「昔」から加賀杉原という堅くて厚い強紙があったことが示されている。「昔」とは何時からかは正確にはわからないが、おそらくは鎌倉期に遡るものでであろう。「大乘院寺社雑事記」明応5年(1496)正月13日条に「杉原廿五枚、中紙二帖、上杉原二帖」とみえ、「上杉原」があったことがわかる。上品の杉原紙と意であろうか。この上杉原は「言継卿記」永祿8年(1565)5月2日条にも所見がある。次に、「言継卿記」永祿13年5月2日条・同記元龜2年(1571)5月9日条および越前今立郡岡本村の「大滝神社文書」中の天正12年(1584)7月6日付「栗野甚右衛門尉等検地打渡状」に「薄杉原」と見えるから、戦国末期には強杉原とは反対に薄手の杉原紙が使われていることが確認される。この他、「言継卿記」永祿13年6月7日条および同記元龜2年正月23日条に「才杉原」なるものも見えるが、どのようなものかさらに検討を要する。さらに、「康富記」嘉吉3年(1443)5月9日条に「俄染黄紙致其用意畢、杉原をもて黄に染也」見えるように、杉原紙を染めて色紙としても使用している。以上の検討を纏めると、普通の杉原紙から強杉原が分化したのは早くも鎌倉期であり、その後室町幕府の確立・発展とともに杉原紙の全盛時代を迎え、書状以外にも多方面に利用されるようになる。その結果、室町後期までにそれぞれの用途に基づいて、上杉原・薄杉原、色杉原などの細かい紙種が分れるようになったと考えられる。

先に述べたように、杉原紙は鎌倉期からの武士の書状の料紙であった。南北朝期以降も、原則としてそうであり、また、書札様文書を主体とする幕府文書の料紙となった。しかしながら、杉原紙が持て囃されるに従い、杉原紙のうちでもさらに細かい紙種へと分化していったわけである。このように分化を遂げた紙種は、それなりに特定の用途に用いられ、書状の料紙には使われなくなるのである。その典型的例が強杉原であろう。室町期以降、

強杉原がどのような階層に使用されているか検討して見ると、意外なことに多く使用しているのは公家や僧侶であった。しかも、書状にはほとんど用いていないのである。

公家では、除目・叙位の際の申文に使用することが多い。例えば、「康富記」応永29年（1422）3月24日条に「件御申文強杉原書之」とあるごとくである。「宣胤卿記」永正3年2月8日条では、禁裏からの春日祭役への召集令の綸旨に対する請文に強杉原を使用すべきとしている。ただし、実際に用いたのは普通の杉原紙であった。「康富記」嘉吉4年（1444）正月15日条には、外記の甲子年雑事勘文の料紙として6枚継いだ強杉原を用いたと見える。こうしてみると、強杉原は公家では公事文書の料紙と用いていることがわかる。先に見たように、公家の公事文書の料紙は高檀紙であった。この強杉原も高檀紙と並んで公事文書の料紙に特化しているのである。「康富記」宝徳2年（1450）正月6日条には、王氏と式部省との叙位の申文が載せられ、王氏のものは高檀紙、省のものは強杉原に書いてとの注記がある。「薩戒記」永享5年（1433）11月3日条で外記からの中山定親への勘文は強杉原ではなく、尋常の杉原紙だったという。この2つの記事を合せ考えると、室町期の公家の公事文書の料紙は上のランクから言えば、高檀紙・強杉原・普通の杉原紙の順になっていたことがわかる。普通の杉原紙は、主として武家の文書料紙であったが、その1部が公家の公事文書の料紙にも取り込まれているのである。

次に、強杉原が寺家ではどのように使用されているかと言うと、その多くは廻請・廻文である。たとえば、「多聞院日記」文明10年（1478）2月29日条に「次廻請紙強杉原近年無之間、カキタ紙用之」とあり、ここでは実際には甲斐田紙を使用したのであるが、本来ならば廻請には強杉原を用いるべきであることがわかる。その他では、「大乘院寺社雑事記」康正2年（1456）12月12日条に唯摩会の豎義を推薦する西大寺別当簡定の料紙に用いられている。法会の廻請といい、豎義の簡定といい、いずれも寺家の公事文書と言って良い。その文書の料紙に強杉原が使用されているのである。神社の例としては、「親長卿記」延徳2年（1490）9月22日条では伊勢神宮の炎上を報告する社解が神宮伝奏である甘露寺親長の許へ届いたが、それは杉原紙に書かれ、且つ1人だけの署名だった。これを親長は「其体陵遅云々」と記している。おそらく、その料紙は強杉原でなければならなかったであろう。このように、強杉原は、公家と寺社がよく使用し、しかも書札様文書ではなく下文系の公事文書の料紙として用いられている。その点、普通の杉原紙と全く違った紙となったものと考えてよいであろう。

それでは、強杉原は全く書状に用いられないかと言うと、そうでもない。「看聞日記」永享2年（1430）11月1日条に「勸修寺献状、此間之御礼申、其状強杉原一枚書之」とあり、伝奏中納言勸修寺経成が伏見宮貞成親王に進めた書状は強杉原に書かれていたと言うのである。これには、礼紙が2重ねし、かつその上を封じて、さらに立紙を施すもので、合計7枚の紙をもって認めるという丁寧なものであった。これについて、貞成は「奉上皇状如此歟、慇懃礼節、且過分且喜悅、旁祝着而已」と、大変感激している。後花園天皇の

父である自分に上皇に奉る書状のような礼節をもって遇したからである。これは礼紙を5枚重ねたことであるが、その際使用している強杉原も破格の紙だったのであろう。通常は書状に用いない公事文書の料紙を使ったわけであり、特別のことだったのであろう。ちなみに、同日記の同年同月6日条では、足利義教から貞成への御内書は高檀紙を使用しているという。これも、強杉原以上に破格な紙使いであったのであろう。とするならば、東寺百合文書こ函・あ函にある応永3年(1396)6月6日付の伝奏万里小路嗣房奉書は、檀紙ではなく恐らく強杉原の可能性が高いが、この例も上と同じように普通の紙使いではないのである。命を受けた足利義満に対し上皇並みに遇したものとの上島有氏の考察は首肯できるものがある。しかし、これは、最高の紙ではなく、さらにその上に高檀紙があったのである。この場合、高檀紙と強杉原はこのような至高の人の絡む書札にのみ使用されるのであり、特別な例と考えられる。一般的には、強杉原はもはや書状の料紙には用いられなくなってしまった、と言ってよいであろう。

室町期ともなれば、杉原紙は武家だけではなく公家や寺社にも使用されるまでに普及していく。「看聞日記」「康富記」「親長卿記」「宣胤卿記」「言継卿記」等の公家の日記、および「蔭涼軒日録」「大乘院寺社雑事記」「多聞院日記」「鹿苑日録」等の僧侶の日記には、贈答品として、また布施物として頻繁に「杉原紙」を載せている。これらの公家や寺社においてよく使用されるからこそ、贈答もされるのであろう。強杉原のところでも述べたが、公家の公事文書の料紙として「高檀紙・強杉原・普通の杉原紙」が体系的に使用されていた。普通の杉原紙はこのように公家の公事文書の料紙の一部にも取り込まれていた。「宣胤卿記」文亀元年10月26日条には「伝奏切符ハ杉原ヲ豎ニ三ニ切テ書之」とあるように、即位儀式の下行に関わる伝奏の切符も杉原紙を切って使ったという。「康富記」嘉吉3年5月9日条では染黄紙として杉原紙を染めた記事も見られる。これは宣命の料紙として使うためであった。また、「言継卿記」永録10年2月の条に「烏丸に御教書杉原所望、廿枚到」とみえ、院宣や綸旨などの御教書の料紙として杉原紙を求めていることがわかる。さらに、同記永録12年5月6日の条に「書状杉原等従商人方未到云々」とみえ、書状の料紙としても使用していることが、確認できる。以上のように、公家や寺社の方でも杉原の使用が見られるようになるのである。

因みにここで、普通の杉原紙と室町殿の御内書・御判御教書との関係について、触れておきたい。御内書・御判御教書の料紙は、普通の杉原紙にとって、料紙として使いうる最高の使い方であろう。だから、「延徳二年将軍宣下記」に「御判之紙調之、昔者杉原云々」と見えるように、かつては御判紙と呼ばれ、かつ御判御教書と言えば料紙は杉原紙であった。ところが、「鹿苑日録」明応8年9月27日条に、「御判紙」がないので引合に記したこと、その先例は慈照院義政の時に公文紙がなく、引合や鳥の子を使用したことに遡っている。ここで、杉原紙の代用として引合や鳥の子が使用されるようになるわけである。これに使用される紙が、公事文書の料紙として多く使用される高檀紙や強杉原ではなく、

公家の書札様文書の料紙である引合であったことは、重要なことである。鳥の子は、かつては色紙や写経料紙としてもちいられ、あまり文書に使用するものではなかったが、この後武士の書札様文書として盛んに使用されて行く料紙であった。つまり、杉原紙も引合も鳥の子もそれぞれ書札様文書の料紙として共通した性格をもっていたのである。そのため、杉原紙を使うことが原則である御内書・御判御教書の料紙に引合や鳥の子が使用されるようになっていくことは、筋道として首肯できることである。したがって、書札の料紙から外れていく強杉原や高檀紙などが御内書・御判御教書の料紙に代用されることは、ほとんど稀であり、例外的な事例であることは当然であろう。

さて、檀紙については室町期にいくつかの名柄出てきたことを先に指摘しておいたが、杉原紙においてもそのような特定の産地の名柄品が誕生していたらしい。「実豊卿口伝聞書」によれば、鎌倉期頃から強杉原として有名だったのは「加賀杉原」であった。また、「蔭涼軒日録」長享元年（1487）11月29日条に「播之産杉原一束」と見える紙は、杉原紙の名称の発祥地と目されている「播磨杉原」であろう。ところで、「多聞院日記」文明17年（1485）正月8日条には「幡廻請強杉原、処々講播磨杉原」という記事がある。「幡」という特別の法会の廻請には強杉原を用い、「処々講」という一般の法会の廻請には播磨杉原を使う、といった意味である。とするならば、強杉原と播磨杉原の間には厳然とした区別があるのであり、少なくとも播磨杉原は強杉原ではない、といえるであろう。その他の産地名冠したを杉原紙の紙種としては、天文7年（1532）成立の「初渡集」に「山口杉原」、「鹿苑日録」天文7年正月24日条に「周防杉原」、同日録元和9年（1623）8月29日条に「豊前杉原」などの名称がみえる。

#### （6）厚様・薄様と鳥の子

古代中世の文書料紙を論ずるには、以上述べてきた外に斐紙系統の厚様・薄様・鳥の子についても言及しなければならないだろう。しかし、これらを上述のように検討するにはかなりの紙数と時間を要する。したがって、この斐紙系統の紙については、ここでは結論的に簡略に概要を述べるに止めさせていただきたい。

斐紙は、奈良期から製造の事実が確認され、平安期以後では、厚手のものが厚様・厚紙、薄手のものは薄様・薄葉・薄紙などとよばれてきた。ともに、染紙として、和歌懐紙・経紙や冊子の料紙などに用いられた。文書料紙としては、厚様が詔勅・宣命・位記などに、薄様が消息特に女性の消息に使用されたい。しかし、これ以外の公私の文書には斐紙系統の紙が用いられることはなかった。

「愚管記」延文元年（1356）10月25日条および同4年4月28日条に初めて「鳥子」の名称が見られるようになる。鳥子の名の由来については、「下学集」に「紙色如鳥卵、故云鳥子也」とあるように、紙色が鳥の卵の色をしているところから名付けられたらしい。それほど綺麗な色をしているのだから、斐紙のうちでも上質のものということになるだろう。

「蔭涼軒日録」延徳3年（1491）正月11日条に「薄鳥子」が見えるから普通の鳥子は厚手

のものを言うのかもしれない。

鳥子の用途としては、厚様・薄様と同様和歌懐紙・経紙・冊子料紙などに用いられ、その他には戒牒・屏風・短冊などにも使用されている。文書の料紙としては、15世紀中ごろの足利義政の時、御判御教書の用紙に用いられたことは、先に述べたところである。「大館常興日記」天文9年（1540）5月6日条に、伊勢国司北畠氏に対する足利義晴の御内書の料紙は「御折紙鳥子半切也」と書かれている。御内書の料紙にも鳥子が用いられるようになることが、確認される。また、下文系文書である禁制によく鳥の子が使用されていることは、幾多の実例の示すところであろう。このほか、一般の武士たちがその書状の料紙として鳥子を使ったことも、さきに述べたところである。

前述した「石山本願寺日記」に載せる證如・顕如の書状をみると、證如書状の料紙の内訳は、引合3通、杉原紙133通、厚様170通であり、顕如の書状の料紙の内訳は、引合28通、杉原紙20通、鳥の子100通である。證如書状の「厚様」はおそらく鳥の子のことであろうから、いずれもその書状に鳥の子を最も多用している。僧侶もその書状の料紙に鳥の子を使い出しているのである。もっとも、本願寺の證如・顕如を一種の戦国大名と看做せないわけではない。

#### （6）おわりに

以上、古代中世の紙の歴史的変遷について、主として関氏の編纂された「和漢紙文献類聚」掲載の史料によって検討を加え、檀紙・引合・杉原紙・鳥の子等の紙種別に概観してみた。その結果を文書料紙に限って纏めると、次のようになろう。

平安時代の文書料紙は、上質のものはほとんど紙屋院の作る紙屋紙で賄っていたであろう。詔勅・宣命・位記などの料紙は、紙屋院の作る厚様の色紙を用いたであろうし、官符以下の重要な公文書も楮紙系統の紙屋紙が用いられていたはずである。このように、平安初期では、紙屋紙はいわゆる公紙だったのである。他方、軽微な文書や私文書などそう上質の料紙を必要としない文書には、地方産の楮紙である檀紙が使用されていたのではないだろうか。檀紙のうちでも、陸奥国産の陸奥紙は上品な紙として早くから持て囃されていたが、やがて粗悪になりがちの紙屋紙の代用として重要な公文書にも使用されるようになって行く。さらに、平安後期にもなると、陸奥紙に倣って品質の改良を図った一般の檀紙が、粗悪な紙屋紙を駆逐し、重要な公文書の料紙とされるようになるのである。この際、陸奥紙は一般の檀紙のうち1つとして考えられ、特別視されなくなるのである。この時代の檀紙は、初めそれほど質の良いものではなかったが、後期には陸奥紙と同じように比較的白く柔らかく厚いものだったと考えられる。しかし、大きさはさほどではなくこの期の紙の普通のサイズだったと推測される。

鎌倉時代にはいると、京都においては、檀紙が公紙の地位を不動のものとし、さらに多様に発展していく。檀紙は、大きく高檀紙と普通の檀紙とに分化する。高檀紙は、天地の寸法が1尺2寸前後で大きく且つ厚くなり、普通の檀紙は1尺前後で大きさ厚さ共に従来

と変らなかつたのである。その料紙として使われる文書の種類は、高檀紙の場合、主として叙位・除目・仏神事等の公事に用いる諸文書その他下文系統の文書であり、これに対し普通の檀紙の場合は、書状・御教書等の書札様文書がそれぞれの用途であった。後期には、普通の檀紙のうちから良質のものが引合と呼ばれるようになり、主として王族・摂祿・精華級の上級貴族・僧侶の書状料紙として用いられるようになった。中流以下の公家・寺僧らの書状には、普通の檀紙または白麻（檀紙の1種かどうか検討を要する）を用いたらしい。

鎌倉においては、幕府の下文・下知状等の下文様文書には檀紙の1種と思われる御下文紙（後の鎌倉紙）が用いられたが、他方、幕府の御教書や武士の書状などの書札様文書には、杉原紙が盛んに使用されていたのであった。杉原紙の性質は、従来の檀紙などの紙が板目を裏としていたのに対し、これを表とする紙であった。このことから推測すると、杉原紙は簀目の目立った紙ということができよう。鎌倉における杉原紙の盛行は、京都にはあまり注目されなかつたが、やがて、杉原紙よりもさらによく武士の気質を顕した、厚く大きく荒々しい強杉原を生み出すことになる。このように、杉原紙は関東武士の間で特に持て囃された紙であったが、このことから、鎌倉時代における東西の紙使いの特徴をいうならば、京の檀紙、鎌倉の杉原と言ってよい。または、檀紙は公家・寺家の紙、杉原は武家の紙と言い換えてもよいであろう。

建武新政を経て室町幕府が成立すると、関東武士が京都に大挙して常住することとなり、鎌倉の紙使いの風習が京に持込まれたのである。また逆に、武家が京都の紙使いの影響を受け、互いに混淆し合うようになっていくのである。しかし、混淆が一気に進んだのではなく、それぞれの紙使いの原則を基本的に守りながら、徐々に相手の紙を自らの体系の中に取り込んでいったと言うべきであろう。

まず、公家や寺社においては、基本的には前代から引続き高檀紙・引合（普通の檀紙）・白麻等を使用した。このうち、高檀紙は大高檀紙・小高檀紙の種別が現れ、近世の大鷹檀紙・小鷹檀紙への繋がり見えるようになる。武家においても、基本的には前代からの慣習により鎌倉紙・強杉原・普通の杉原紙等を用いたのである。室町幕府の公文書は下文が早くに使われなくなり、下知状も特殊な場合の文書となっていく。そして、その主体が書札様文書になってしまうのであるが、これに伴い、幕府文書の料紙の主役から鎌倉紙が消えていき、その地位は普通の杉原紙に取って代られることになる。すなわち、杉原紙はここに、幕府文書の公紙となったと言ってよいであろう。

やがて、公家や寺社においては、公事文書・下文系文書の料紙体系の中に強杉原と普通の杉原紙を取込み、大事なものから順に高檀紙・強杉原・普通の杉原紙という序列を創り出していく。書札系文書の料紙としては、引合・白麻の外、中流の公家・寺僧たちが武家の風習を取入れ、杉原紙や鳥の子を使用し始めるのである。武家においては、公事文書・下文系文書の料紙として、室町後期には鎌倉紙・強杉原の外に厚様の鳥の子を使用するよ

うになる。書札様文書の料紙としては、引合や鳥の子を取込み、引合・鳥の子・杉原紙という体系を創っていくかのようなのである。さらに、公武に共通することであろうが、それぞれの書札様文書の料紙体系のさらにその上に、至高の者（治天・国王）の書状料紙として高檀紙・強杉原を積み上げていくのである。ここに、文書料紙の公武混淆が見られると同時に、下文系文書と書札系文書の料紙の混淆も進んだのである。

このような文書料紙の使用体系は、織豊時代に引き継がれていくと思われるが、室町期の至高の者の書状料紙として使用される高檀紙は、秀吉の朱印状・判物の料紙に確実に繋がるだろう。また、この時期に現れる奉書紙は、引合の系譜を引く文書と言われている。これは、江戸期成立の「女郎花物語」に「此ほうしょといふは引合の事を云歟」とあること等によって、近世にはそのように信じられていたことがわかる。書状料紙として最高の品質と考えられる引合から上品な奉書紙がでてくるという可能性は高いであろう。しかし、奉書紙の品質の広がりを見野に入れて考える時、杉原紙などの系譜あるいは影響といったものも再考してみる必要があるだろう。我々のこれからの課題の1つである。

以上、取り急ぎ関氏の収集された史料をコンピュータより検索しながら、古代中世の文書料紙について概観を試みた。どうかこうにか、大変粗いものではあるが、本総合研究の総括としての、古代中世の文書料紙論と成り得たようである。しかしながら、不十分な検討でまだまだ精査する余地があり、また、推測に推測を重ねた行論が随所に見えている。おそらく、かなり間違いも多かろうと考えられるが、今は取り敢えずの中間報告であるから、誤りを恐れずたたき台として提案しておきたい。今後、我々はこの研究体制を維持し、別の形でこの研究を続けていく計画を立てている。そこにおいて、この試論は、文書原本調査の結果と突き合せて、検証し訂正していかねばならないと思っている。